

第百二号議案

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和元年六月四日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表十五の項二中「ハ」を「ホ」に改め、同項中ニをへとし、ハをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ 省令第十二条の七第一項の規定により知事が発行した認定通知書の交付  
第二条の表十五の項口の次に次のように加える。

ハ 法第二十二條の二第一項（同条第五項において読み替えて準用する法第十八条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による知事に提出すべき認定の申請書の受理

附 則

この条例は、令和元年七月一日から施行する。

（提案理由）

特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改める必要がある。